

第154号議案

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期の報告の報告事項)

第2条 法第19条第2項又は第38条第2項の規定により条例で付加する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 報告に係る期間中に盛土に用いた土石の性質
- (2) 報告に係る期間中に盛土に用いた土石が発生した、又は堆積されていた場所（以下「発生場所」という。）の名称（発生場所が工事現場である場合にあっては、当該工事の名称）及び所在地並びに管理者（発生場所が工事現場である場合にあっては、当該工事の発注者）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 報告に係る期間中に盛土に用いた土石の発生場所ごとの数量
- (4) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況

(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第3条 法第32条の条例で定める規模の特定盛土等は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第3条各号に掲げるものとする。

2 法第32条の条例で定める規模の土石の堆積は、政令第4条各号に掲げるものとする。

(工事の着手届)

第4条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主を除く。以下「許可取得者」という。）は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(届出事項の変更届)

第5条 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者（以下「工事届出者」という。）は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、当該事項の変更後の工事に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(工事の完了届)

第6条 工事届出者は、当該届出に係る工事を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(工事の廃止届等)

第7条 許可取得者又は工事届出者は、工事を廃止し、若しくは休止し、又は休止した工事を再開したときは、工事の廃止若しくは休止又は休止した工事の再開の日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 許可取得者又は工事届出者は、工事を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止に伴い必要

となる安全上の措置（以下単に「安全上の措置」という。）を講じなければならない。

3 前項の場合において、許可取得者又は工事届出者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、安全上の措置に関する計画書を作成し、知事の承認を受けなければならない。

（許可に基づく地位の承継）

第8条 許可取得者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、その地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第9条 許可取得者から当該宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内の土地の所有権その他当該宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を施行する権原を取得した者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

（規則への委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。